

令和 8 年 4 月 2 7 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件 名	主 管 課	
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課	P. 2
3	令和８年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について	義務教育課	P. 3

報告事項

番号	件 名	主 管 課	
1	山口県教育委員会情報セキュリティ基本方針について	教育情報化 推進室	P. 7
2	山口県教科用図書採択地区の変更について	義務教育課	P. 13
3	令和８年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査得点状況について	高校教育課	P. 16
4	令和９年度山口県立中学校及び中等教育学校入学者選抜実施大綱について	県立高校再編 整備推進室	P. 30
5	やまぐち総文２０２８について	全国高総文祭 推進室	P. 31

議 案 第 1 号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和7年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和8年(2026年)4月27日

山口県教育委員会

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所 属 名	職 名	氏 名	勤務年数	備 考
上関町立上関 小学校	教頭	つだ あけみ 津田 明美	32年	令和8年3月31日 退職

議案第 3 号

令和 8 年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問する。

令和 8 年（2026 年） 4 月 2 7 日

山 口 県 教 育 委 員 会

令 8 教 義 第 1 6 7 号

令和 8 年（2026年） 4 月 2 7 日

山口県教科用図書選定審議会長 様

山口県教育委員会

教科用図書の採択の基準及び選定に必要な資料について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）
第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を問います。

については、5 月 2 1 日（木）までに答申願います。

記

- 1 義務教育諸学校における令和 9 年度使用教科用図書の採択の基準について
- 2 採択関係者に提示する令和 9 年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

諮 問 事 項

I 義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択の基準について

義務教育諸学校の教科用図書の採択権者は、県教育委員会の指導、助言又は援助によって採択することになるので、これらの採択に関する事務が適正かつ円滑に行われるために、県教育委員会は、次の事項に関し一般的な基準を示す必要がある。

- 1 義務教育諸学校の教科用図書（一般図書（特別支援学校・学級用）を除く）の採択について
 - (1) 小・中学校用教科用図書
- 2 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について
 - (1) 小学校及び中学校の特別支援学級における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について
 - (2) 特別支援学校の一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について
- 3 教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について

II 採択関係者に提示する令和9年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

一般図書（特別支援学校・学級用）は、文部科学省から示されている「令和8年度用一般図書契約予定一覧」に掲載された図書及び令和7年度に山口県で多く採択された図書のうち、近年研究調査されていないものの一部を対象に調査する。

対象とした一般図書について、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択における選定資料について
 - (1) 「選定資料」に掲載する一般図書（特別支援学校・学級用）及びその内容による分野について
 - (2) 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
 - (3) (2)の各観点における研究調査の結果について

義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校で使用する教科用図書の種類

- (1) 文部科学省検定済教科書（検定本）→→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (2) 文部科学省著作教科書（いわゆる星本）→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (3) (1)(2)以外の一般図書（特別支援学校・学級用）
 - ・特別支援学校及び特別支援学級等において適切な教科書がないときに使用が許される。
 - 通常、知的障害などのための特別な教育課程を編成する児童生徒に対して使用され、絵本などが選ばれることが多い。

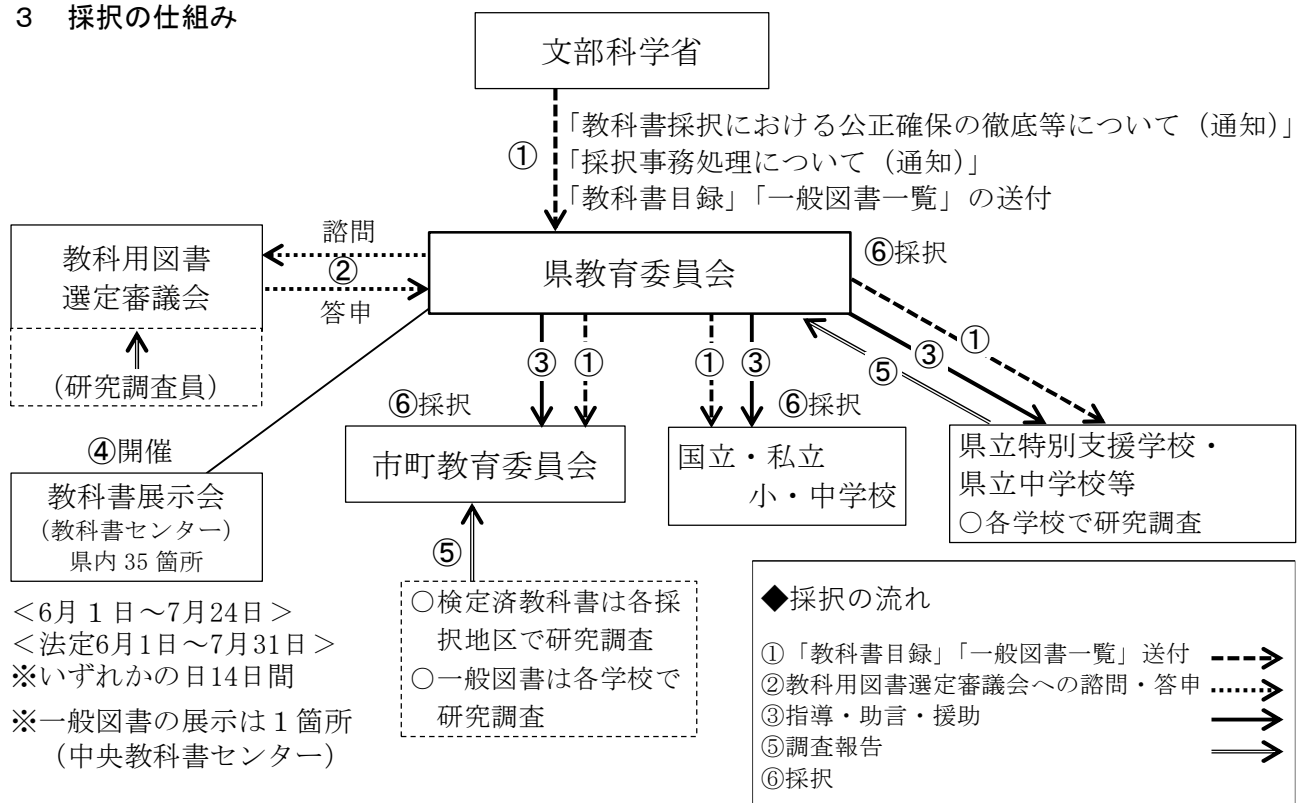
◎: 検定 △: 採択 ○: 使用開始

学校 種別等区		年度	2020 小新	2021 中新	2022	2023	2024	2025	2026	2027
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
小学校	検 定				◎				◎	
	採 択					△				△
	使 用 開 始	新○					○			
中学校	検 定					◎				◎
	採 択	新△	(△歴史)				△	新県立2校		
	使 用 開 始	○	新○					○	新県立2校	

2 教科用図書の採択替え

- (1) 検定本…4年に一度
- (2) 一般図書…毎年（児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選ぶため）
- (3) 採択の周期 ※一般図書を除く

3 採択の仕組み



4 採択権者について（上図⑥）

- * 市町立小・中学校…学校を設置する市町教育委員会
- * 県立特別支援学校…県教育委員会 * 県立中学校等…県教育委員会
- * 国立・私立小・中学校…各学校の校長

山口県教育委員会情報セキュリティ基本方針について

1 策定の趣旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。令和8年4月1日施行。）の施行に伴い、地方公共団体の各執行機関は、それぞれ管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務付けられた。

これを踏まえ、県教育委員会では、「山口県教育委員会情報セキュリティ基本方針」を策定するとともに、本方針を地方自治法第244条の6第1項に規定する「サイバーセキュリティを確保するための方針」として位置付け、公表した。

【参考】

○ 地方自治法（サイバーセキュリティを確保するための方針等）

第二百四十四条の六 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第一項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4（略）

○ 総務大臣指針（方針に規定すべき項目）

1. 方針の目的
2. 定義
3. 対象とする脅威
4. 適用範囲
5. 職員等の順守義務
6. 組織体制の確立、情報資産の分類・管理、物理的・人的・技術的セキュリティ対策をはじめとした情報セキュリティ対策
7. 情報セキュリティ監査・自己点検の実施
8. 情報セキュリティポリシーの見直し
9. 情報セキュリティ対策基準・実施手順の策定

2 方針の概要

○ 目的

県教委が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、県教委が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めること

○ 対象とする脅威

不正アクセス、ウイルス攻撃、サイバー攻撃、情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

○ 適用範囲

県立学校、やまぐち総合教育支援センター、教育庁課室（教育情報システムの利用・開発・保守・運用等に係る事項）

○ 情報セキュリティ対策

組織体制、情報資産の分類と管理、物理的・人的・技術的セキュリティ、運用等

山口県教育委員会情報セキュリティ基本方針

第1 目的

本基本方針は、県教委が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、県教委が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 校務系情報

学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報。

(9) 学習系情報

学校が保有する情報資産のうち、それらの情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に教職員等及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報。

(10) 教職員専用ネットワーク

教職員用端末及び校内に設置した校務系システムを接続するネットワーク。有線接続と無線接続を併用する。当該ネットワークから知事部局が所管する電子県庁システムを利用する。

(11) パソコン教室等用有線ネットワーク

校内に設置した学習系システムを接続するネットワーク。有線接続での利用を前提

とする。

(12) 教職員・児童生徒共用無線ネットワーク

教職員端末及び学習者用端末を接続するネットワーク。無線接続での利用を前提とする。

(13) 校内ネットワーク

個々の学校の教職員専用ネットワーク、パソコン教室等有線ネットワーク及び教職員・児童生徒共用無線ネットワークの総称。

(14) 教育ネットワーク

県教委が整備・提供する、県立学校の校内ネットワーク全体を総称した概念をさす。

(15) 教職員用端末

県教委又は所属する学校から支給された、教職員が利用する端末。

(16) パソコン教室等共用端末

主にパソコン教室等有線ネットワークに接続し、学習系情報にアクセス可能な端末。

(17) 学習者用端末

児童生徒が1人1台利用する端末。県教委が貸与する端末（以下「学習者用端末（県整備）」という。）と個人が所有する端末（以下「学習者用端末（個人所有）」という。）がある。

(18) 学校端末

教職員用端末、パソコン教室等共用端末、学習者用端末（県整備）の総称。

(19) 校務系システム

校務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム。

(20) 学習系システム

学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム。

(21) 教育情報システム

校務系システム、学習系システムを合わせた総称。

(22) 電磁的記録媒体

情報資産を扱うサーバ装置（クラウドサービスを除く。）、端末、デジタルカメラ、デジタルビデオ、通信回線装置等に内蔵される電磁的記録媒体と、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R、磁気テープ等の外部電磁的記録媒体。

(23) 教職員等

県立学校、やまぐち総合支援センター、教育庁課室及び乳幼児の育ちと学び支援センターに所属する教職員、臨時的任用教職員、非常勤講師、会計年度任用職員を指す。

(24) 県立学校等

県立学校及びやまぐち総合教育支援センターを指す。

第3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4 適用範囲

1 対象範囲

本ポリシーの対象範囲は、県立学校及びやまぐち総合教育支援センターと、教育庁課室とする。なお、教育庁課室については、教育情報システムの利用・開発・保守・運用等に係る事項を本ポリシーの対象範囲とし、その他の範囲については、総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課の定める山口県情報セキュリティポリシーを適用するものとする。

2 情報資産の範囲

本ポリシーが対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- (2) 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- (3) 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第5 教職員等の遵守義務

教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

第6 情報セキュリティ対策

上記第3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

県教委の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する県教委の組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

県教委の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

情報システム室、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 外部委託

外部委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

(8) クラウドサービスの利用

クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し 対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 事業者に対して確認すべきプライバシー保護に関する事項

外部委託又はクラウドサービスの利用に際し、個人情報の取扱いに係る事項（利用目的・範囲、目的外利用及び第三者提供の禁止、保持期間、再委託・承継、利用者による訂正・削除の取扱い、並びに安全管理措置）を契約その他の条件により明確化し、その遵守状況を確認する。

(10) 学習者用端末におけるセキュリティ

学習者用端末について、授業運用に適合するネットワーク構成、不適切コンテンツの閲覧防止、マルウェア対策、設定・更新の一元管理及び盗難・紛失時の情報漏えい等の必要な対策を講じ、安定かつ安全に学習で活用できる状態を維持する。

(11) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

第7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

第9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記第6、第7及び第8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより県教委の教育行政運営に支障を及ぼすおそれがあることから、原則として非公開とする。

第10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより県教委の教育行政運営に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

昭三八・一二・二一
法 一 八 二

最終改正 平成二七・六・二法四六

第三章 採択

（採択地区）

第十二条 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

※波線は担当が記載

改 正	現 行
○ 教科用図書採択地区の設定 昭和三十一年五月十九日 山口県教育委員会告示第九号 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第十二条第一項の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり設定した。 採択地区の名称 採択地区内の市郡名 大島地区 大島郡 岩国地区 岩国市 玖珂地区 玖珂郡 柳井地区 柳井市 熊毛地区 熊毛郡 光 地区 光市 下松地区 下松市 周南地区 周南市 防府地区 防府市 山口地区 山口市 宇部地区 宇部市 山陽小野田地区 山陽小野田市 美祢地区 美祢市 下関地区 下関市 長門地区 長門市 萩 地区 萩市、阿武郡	○ 教科用図書採択地区の設定 昭和三十一年五月十九日 山口県教育委員会告示第九号 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第十二条第一項の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり設定した。 採択地区の名称 採択地区内の市郡名 大島地区 大島郡 岩国地区 岩国市、玖珂郡 柳井地区 柳井市 熊毛地区 熊毛郡 光 地区 光市 下松地区 下松市 周南地区 周南市 防府地区 防府市 山口地区 山口市 宇部地区 宇部市 山陽小野田地区 山陽小野田市 美祢地区 美祢市 下関地区 下関市 長門地区 長門市 萩 地区 萩市、阿武郡

山口県教育委員会告示第一号

教科用図書採択地区の設定に関する告示（昭和三十九年山口県教育委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

山口県教育委員会

「岩国地区	「岩国地区	「岩国地区
玖珂地区	岩国市	岩国市、玖珂郡
玖珂郡		を
	に改める。	

令和8年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査得点状況について

高校教育課

1 学力検査について

- (1) 実施日時 令和8年3月5日(木) 午前9時から午後3時まで
- (2) 実施教科 国語、社会、数学、理科及び英語
- (3) 実施時間 各教科とも50分
- (4) 配点 各教科50点満点

2 学力検査得点状況について

- (1) 教科別の平均点 国語 30.7点、社会 28.2点、数学 25.7点、
理科 22.2点、英語 28.2点
 - (2) 「得点の合計」の平均点 135.0点(最高点 241点)
 - (3) 「得点の合計」の分布状況 別紙のとおり
- ※ 入学者選抜実施状況については、別紙のとおり

3 学力検査の結果について

別紙のとおり

令和8年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査得点状況

1 受検者数及び教科別得点状況

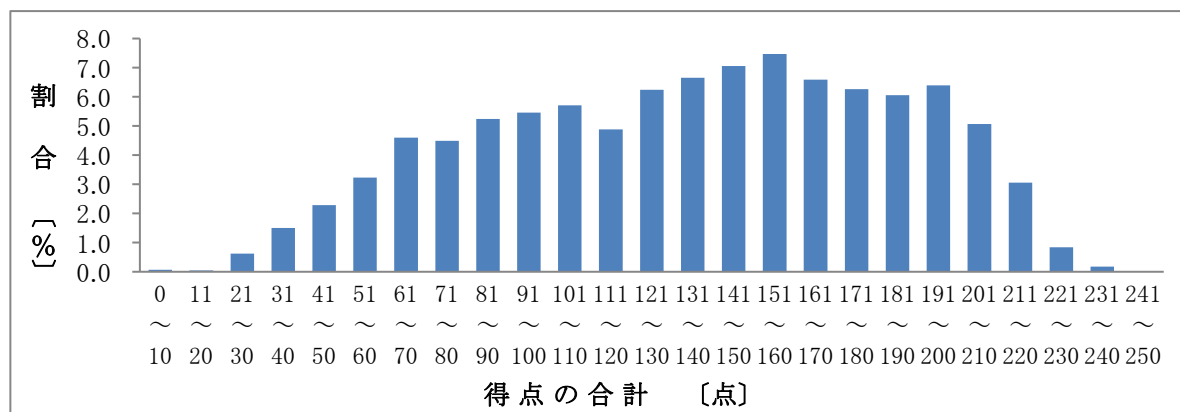
受検者数	4,675 (5,618)					
教科名	国語	社会	数学	理科	英語	得点の合計
平均点	30.7 (29.3)	28.2 (26.6)	25.7 (24.7)	22.2 (27.9)	28.2 (23.9)	135.0 (132.4)
最高点	49 (49)	50 (50)	50 (50)	50 (50)	50 (50)	241 (241)
最低点	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	7 (6)

- 注1 全教科を受検した者について集計したものである。
 2 各教科とも50点満点、「得点の合計」は250点満点である。
 3 () 内の数値は、昨年度のものである。

2 「得点の合計」の分布状況

得点範囲 [点]	人数 [人]	割合 [%]
241 ~ 250	1	0.0
231 ~ 240	8	0.2
221 ~ 230	39	0.8
211 ~ 220	143	3.1
201 ~ 210	237	5.1
191 ~ 200	299	6.4
181 ~ 190	283	6.1
171 ~ 180	293	6.3
161 ~ 170	308	6.6
151 ~ 160	349	7.5
141 ~ 150	330	7.1
131 ~ 140	311	6.7
121 ~ 130	292	6.2
111 ~ 120	228	4.9
101 ~ 110	267	5.7
91 ~ 100	255	5.5
81 ~ 90	245	5.2
71 ~ 80	210	4.5
61 ~ 70	215	4.6
51 ~ 60	151	3.2
41 ~ 50	107	2.3
31 ~ 40	70	1.5
21 ~ 30	29	0.6
11 ~ 20	2	0.0
0 ~ 10	3	0.1
合 計	4,675	100

注 割合は、小数第2位を四捨五入したものである。



令和 8 年度山口県公立高等学校入学者選抜

学力検査の結果の概要及び今後の学習指導に向けて

令 和 8 年 4 月

山 口 県 教 育 委 員 会

令和8年度山口県公立高等学校入学者選抜のための 学力検査の結果について

1 出題の概要

令和8年度の学力検査の出題については、中学校教育の充実と発展に資するよう、中学校学習指導要領（平成29年告示）に準拠しつつ、以下のとおりとした。

- 学習の到達の状況を把握するため、総合的に学力をみることができるよう、基礎的・基本的な内容と応用的な内容について均衡を図って出題した。
- 知識及び技能の習得状況を適切に測る内容を出題するとともに、知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を測る内容を重視した問題を出題した。

2 結果の総評

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得状況を測る問題、思考力、判断力、表現力等を測る問題のいずれについても、一部に課題はみられたものの、全般的に平素の学習の成果が表れていた。
- 表やグラフなどの資料を基に、身に付けた知識と関連付けて情報を読み取ったり表現したりする力をみる問題や、論理的に考察する力をみる問題では、学習内容の定着や情報の読み取りが十分でない解答が多くあり、更に努力が必要な状況がみられた。
- 今後とも、学習内容と日常生活を関連付けるなど、学ぶことの意義や有用性を実感できるような学習活動の充実を通して、学習に対する興味・関心を高め、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切である。また、主体的・対話的で深い学びの実現により、知識及び技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成することが重要である。

国 語

1 出題の特徴

- 国語に関する基礎的・基本的な力をみるとともに、文章の種類を踏まえて、登場人物の心情や筆者の主張、物語や論理の展開の仕方などを適切に捉える力をみる問題を出題した。
- 複数の文章や図表などを結び付けながら内容を適切に解釈する力をみるとともに、国語に関する知識及び技能を実生活の場面で活用する力をみる問題を出題した。
- 作文の問題について、目的や意図に応じて必要な材料を集め、自分の考えを分かりやすく伝える力をみる問題を出題した。

3 課題がみられた問題例及び今後の学習指導に向けて

《問題例①》

二 〈問題文は、山野弘樹「対話の思考法 相手とぶつからないコミュニケーション」から。ここでは省略〉

(五) 次は、右の文章を要約したものである。この要約を読んで、あとのア、イに答えなさい。

(略) そこで重要になるのが、対話を通して他者に一人称的経験を共有してもらい、その経験を追体験することである。その中で、**I** ことで、私たちは人間性を広げ、より豊かにしていくことができる。(略)

ア **I** に入る内容として最も適切なものを、次の1～4から選び、記号で答えなさい。

- 1 自分の考えに影響を与えた出来事を把握する
- 2 実際に自分が追体験できそうな経験を選択する
- 3 自分の希望やとるべき行動について熟考する
- 4 自分の判断の根拠となる情報について確認する

正答 3

【解答の状況】

「1」や「2」を選択するなど、「経験と思考活動が人間性を形成する」ことを踏まえて「思考活動」の説明箇所に注目することができていない解答がみられた。

【課題】

- 文章全体の論理の展開を踏まえて、筆者の主張を読み取ること。

【今後の学習指導に向けて】

- 文章全体と部分の関係に注意しながら、論理の展開を捉える学習活動の充実を図ること。
 - ・ 各段落が文章全体の中でどのような役割を果たしているかを考えながら読んだり、文章中に示されている筆者の主張と具体例との関係を考えながら読んだりすることに留意させたい。
 - ・ 例えば、文章全体の構成や論理の展開を意識しながら読解したり、理解した内容を文章にまとめて発表したりする学習活動の充実を図ることが考えられる。

2 結果の概要

- 登場人物の心情の変化や論理の展開を的確に読み取り、適切に表現する力をみる問題（**一**四Ⅱなど）はいま一步であったが、基礎的・基本的な知識及び技能に関する問題（**一**（一）（二）、**五**など）については、一部に課題もみられたものの、おおむねできていた。
- 複数の文章や図表などを結び付け、内容を適切に解釈する力をみる問題（**三**（三）、**四**（二）など）はできていた。
- 作文（**六**）については、条件に即して必要な材料を集めて表現することができていないものがみられ、いま一步であった。

《問題例②》

四 〈Aさんが総合的な学習の時間に、「身近な生活文化について調べたことをまとめ、発表する」という学習に取り組む場面〉

（三） Aさんたちは、学校の近所で日本茶専門店を営んでいるYさんのところへ取材に行くことにした。次の【取材の様子の一部】を読んで、に入る適切な内容を、二十五字以内で答えなさい。

【取材の様子の一部】（一部抜粋）

Aさん お話を聞いて、大変参考になりました。Yさんのご意見をまとめると、茶葉の売り上げは減っているが、手軽に緑茶を飲めるようになって飲む場面が広がったことから考えると、だろうということですね。

正答例 緑茶が飲まれなくなっているわけではない

【解答の状況】

「家庭で茶葉から緑茶をいれることは少なくなっている」など、取材のやりとりの流れや、Aさんの発言における主張と根拠の関係を理解できていない解答がみられた。

【課題】

- 文脈を踏まえて内容を適切に解釈し、表現すること。

【今後の学習指導に向けて】

- 意見と根拠の関係や論理の展開を捉えて内容を解釈し、自分の考えを分かりやすく表現する力の育成を図ること。
 - ・ 会話や文章全体の流れを踏まえて中心となる考えを捉え、意見と根拠の關係に着目して理解し、表現することを意識させたい。
 - ・ 例えば、「話すこと・聞くこと」の学習において、話の構成や論理の展開に注意して聞き取り、話し手の考えを整理した上で、自分の考えをまとめて表現する活動に取り組むことなどが考えられる。

社 会

1 出題の特徴

- 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識や概念の理解、技能の習得状況を見る問題を出題した。
- 知識及び技能を活用して、多様な資料から情報を読み取り、適切に表現する力を見る問題を出題した。
- 複数の資料を用いて、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連について多面的・多角的に考察する力を見る問題を出題した。

3 課題がみられた問題例及び今後の学習指導に向けて

《問題例①》

5 (略)

- (6) 下線部⑥について、次の文は、政府が景気の安定を図るために行う政策を説明したものである。文中の（ う ），（ え ）にあてはまる語の組み合わせとして正しいものを、下の1～4から一つ選び、記号で答えなさい。

政府は、日本銀行と協調しながら、景気の安定を図る（ う ）を行う。
例えば、景気が悪くなると、政府は、公共事業（公共投資）を増やしたり、（ え ）したりすることで景気の回復を促そうとする。

- | | | | |
|------------|--------|------------|--------|
| 1 う - 金融政策 | え - 減税 | 2 う - 金融政策 | え - 増税 |
| 3 う - 財政政策 | え - 減税 | 4 う - 財政政策 | え - 増税 |

正答 3

【解答の状況】

「1」や「2」を選択するなど、財政政策と金融政策の違いや財政政策の仕組みを理解することができていない解答が多くみられた。

【課題】

- 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識や概念を確実に習得すること。

【今後の学習指導に向けて】

- 生きて働く「確かな知識」を習得させること。
 - ・ 例えば、公民的分野で経済について学習する際、日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を取り上げ、生徒が内容の意味を理解できるように配慮する必要がある。
 - ・ また、基礎的・基本的な知識を、既習の知識と関連付けたり組み合わせたりすることにより、学習内容の深い理解と個別の知識の定着を図るとともに、社会において活用できる概念としていくことが重要である。

2 結果の概要

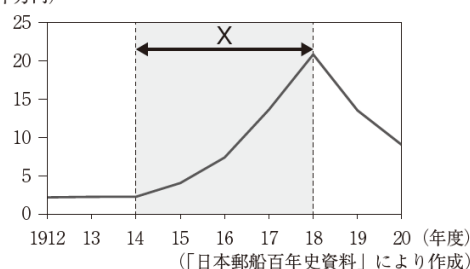
- 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識や概念の理解、技能の習得状況をみる問題〔3〕(1)、〔5〕(4)などについては、一部に課題もみられたが、おおむねできていた。
- 知識及び技能を活用して、多様な資料から情報を読み取り、適切に表現する力をみる問題〔1〕(4)などについては、おおむねできていた。
- 複数の資料を用いて、社会的事象について多面的・多角的に考察する力をみる問題〔6〕(5)などについては、必ずしも十分とはいえなかった。

《問題例②》

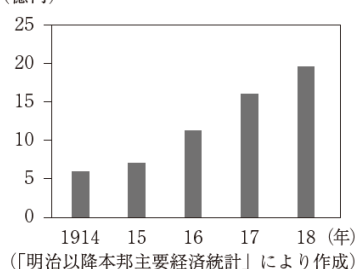
4 (略)

- (5) 下線部⑤に関連して、資料Ⅱは、大正時代に日本有数の海運企業であった日本郵船会社の貨物収入の推移について示したものである。資料Ⅱ中のXの期間に日本郵船会社の貨物収入が増加した理由について、Xの期間の国際情勢にふれながら、資料Ⅲから読み取れることを踏まえて説明しなさい。

資料Ⅱ 日本郵船会社の貨物収入
(千万円)



資料Ⅲ 日本の輸出額
(億円)



正答例 第一次世界大戦によって、輸出額が増大したため。

【解答の状況】

資料から必要な情報を適切に読み取れていない解答や、「輸出額が増大した」ということについてのみ言及するなど、資料Ⅱと資料Ⅲから読み取れることを関連付けて適切に考察することができていない解答がみられた。

【課題】

- 歴史的事象について、複数の資料から読み取れることを相互に関連付けて考察すること。

【今後の学習指導に向けて】

- 複数の資料から読み取れることを相互に関連付けながら、歴史的事象について多面的・多角的に考察する力の育成を図ること。
 - ・ 地図や年表、各種の統計などの多様な資料に平素から親しませるとともに、資料から読み取れることを相互に関連付けながら、歴史的事象の意味や意義等について多面的・多角的に考察する力を育成する必要がある。
 - ・ また、考察した結果を、根拠をもって自分の言葉で表現できるようにするために、文章で表現したり、意見交換したりするなどの活動の充実を図ることが考えられる。

数 学

1 出題の特徴

- 基礎的・基本的な内容について、概念や原理・法則などの理解及び事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能の習得状況をみる問題を出題した。
- 数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力をみる問題を出題した。
- 数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力をみる問題を出題した。

3 課題がみられた問題例及び今後の学習指導に向けて

《問題例①》

5 (略)

- (2) 図2のように、文字B, C, Dが1つずつ書かれた3個の球が入った箱Pと、文字E, F, G, Hが1つずつ書かれた4個の球が入った箱Qがある。また、図3のように、円Oがあり、円周を8等分する点を、それぞれA, B, C, D, E, F, G, Hとする。

図2

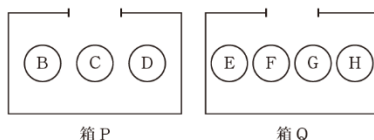
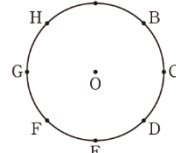


図3



ここで、次の操作Ⅱを行う。

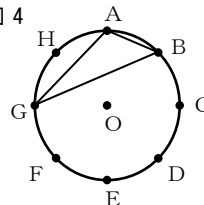
操作Ⅱ

箱P, Qの中の球をそれぞれよくかきまぜて1個ずつ取り出し、取り出した球に書かれた文字と同じ文字の円Oの周上の点と、点を結んで三角形をつくる。

例えば、操作Ⅱにおいて、箱PからB, 箱QからGと書かれた球が出た場合は、図4ようになる。

操作Ⅱを終えたとき、円周上の3点を結んでできる三角形が、二等辺三角形となる確率を求めなさい。ただし、答えを求めるまでの過程もかきなさい。

図4



正答 $\frac{1}{2}$

【解答の状況】

樹形図などを正確に書いていないために「 $\frac{5}{12}$ 」や「 $\frac{7}{12}$ 」など、事象の数え漏れや事象を重複し、1を超える解答もみられた。

【課題】

- 事象を論理的に考え、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現すること。

【今後の学習指導に向けて】

- 数学的な表現を用いて事象を明瞭・的確に表現・処理する力の育成を図ること。
 - ・ 問題解決のために必要な情報を整理し、正解を求める力だけでなく、生徒が自分の予測や判断について根拠を明らかにして表現し、説明できる力を育成する必要がある。
 - ・ 例えば、生徒が「確率が $\frac{1}{2}$ である」ことを求めるだけでなく、「確率が $\frac{1}{2}$ である」ことの意味を理解し、判断し、説明する活動を設定することが考えられる。

2 結果の概要

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の程度をみる問題（**2**）など）については、一部に課題もみられたが、おおむねできていた。
- 見いだしたことや思考の過程、判断の根拠などを数学的な表現を用いて論理的に考察する力をみる問題（**6**（3）など）については、いま一歩であった。
- 事象を論理的に考えたり、柔軟に思考したりしながら、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現する力をみる問題（**5**（2）など）については、いま一歩であった。

《問題例②》

7（略）

- (2) Sさんは、資料2をもとに、1か月の使用量が50 m³までの範囲で自治体Aと自治体Bの水道料金を比較し、気づいたことを次のようにまとめた。

Sさんのまとめ

自治体Bの水道料金が、自治体Aの水道料金より安い料金となるのは、使用量が **ア** m³より多く **イ** m³より少ないときである。

このとき、Sさんのまとめが正しくなるように、**ア**、**イ**にあてはまる数を求めなさい。

正答 **ア** 15 , **イ** 43

【解答の状況】

適切に立式ができなかったために、アでは「16」や「17」といった解答がみられ、イでは、「41」から「49」まで幅広い解答がみられた。

【課題】

- 数学を活用して事象を論理的に考察すること。

【今後の学習指導に向けて】

- 事象を捉え関数の特徴を考察し、表現する力の育成を図ること。
 - ・ 表、式、グラフを単独で用いるのではなく、それらを相互に関連付けて関数の特徴を考察する力を育成する必要がある。
 - ・ 例えば、具体的な事象から関数関係を見だし、その特徴を表、式、グラフで捉えるとともに、相互に関連付けて他者と論理的に説明しあい、表現を比較し、考察を深める体験をさせることが考えられる。

理 科

1 出題の特徴

- 自然の事物・現象について、基礎的・基本的な知識及び技能の習得状況、概念や原理・法則の理解の程度をみる問題を出題した。
- 見通しをもって観察、実験を行い、得られた結果を分析して解釈し、考察したことを適切に表現する力をみる問題を出題した。
- 日常生活や社会との関連を重視した科学的に探究する活動において、課題の解決に向けて実験結果を考察する力をみる問題を出題した。

3 課題がみられた問題例及び今後の学習指導に向けて

《問題例①》

8 (略)

(略)

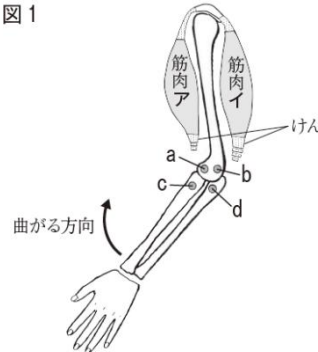
Sさん： (イ)腕を曲げて大きく振る力強いフォームで走っていて、(略)

- (2) 下線(イ)について、図1は、腕の筋肉やけん、骨などを表した模式図である。次の文が、腕が曲がるしくみを説明したものとなるように、に入る語句について、正しいものを、下の1～4から1つ選び、記号で答えなさい。

図1のが縮んで、腕が曲がる。

- 1 aとけんでつながっている筋肉ア
- 2 cとけんでつながっている筋肉ア
- 3 bとけんでつながっている筋肉イ
- 4 dとけんでつながっている筋肉イ

図1



正答 2

【解答の状況】

「1」を選択するなど、腕が曲がる仕組みについて理解できていない解答が多くみられた。

【課題】

- 自然の事物・現象や身近な現象について、論理的に考察すること。

【今後の学習指導に向けて】

- 基礎的な知識や概念、原理・法則について、科学的に思考することを通して理解を促す学習活動の充実を図ること。
 - ・ 身近な現象について、見通しをもって実験・観察を行い、得られた結果を考察することで、基礎的な知識や概念の確実な習得を図ることが重要である。
 - ・ 例えば、ヒトの腕が曲がる仕組みについて、問いを立て骨と筋肉の関係を考察したり、光の反射について、ICT等を活用し現象を視覚的に確認し入射角と反射角の関係を考察したりする活動が考えられる。

2 結果の概要

- 自然の事物・現象に関して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得状況、概念や原理・法則の理解の程度をみる問題（**1**～**4**など）については、一部はおおむねできていたが、**1**(2)、**2**(2)については、いま一步であった。
- 見通しをもって観察、実験を行い、得られた結果を分析して解釈し、考察したことを適切に表現する力をみる問題（**6**(3)、**9**(3)）については、必ずしも十分とはいえなかった。
- 日常生活や社会との関連を重視した科学的に探究する活動において、課題の解決に向けて実験結果を考察する力をみる問題（**9**(4)）については、いま一步であった。

《問題例②》

6 (略)

- (3) [実験 2] の表 1 から、加熱する酸化銀の粉末の質量を変化させると、加熱後にできた銀の質量も変化することがわかる。5.00 g の酸化銀を十分な時間加熱したとき、加熱後にできる銀の質量は何 g か。表 1 をもとにして求めなさい。

図 2

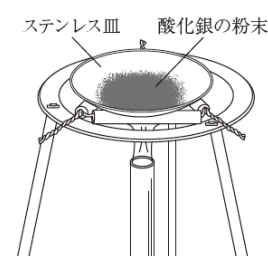


表 1

酸化銀の粉末の質量 [g]	1.00	2.00	3.00	4.00
①ではかった質量 [g]	30.00	30.00	30.00	30.00
④ではかった質量 [g]	30.93	31.86	32.79	33.72

正答 4.65 g

【解答の状況】

④ではかった質量が、できた銀の質量とステンレス皿の質量の合計であることを理解できておらず「34.65」とした解答や、無答が多くみられた。

【課題】

- 得られた実験の結果を適切に読み取ったり処理したりすること。

【今後の学習指導に向けて】

- 科学的な探究の過程において、数値を根拠に論理的に思考し、表現する力の育成を図ること。
 - ・ 実験で得られた結果を表やグラフに整理し、変数間における規則性や関係性について気付かせる学習活動を充実させ、数値を根拠にした論理的な思考力や表現力を育成する必要がある。
 - ・ 例えば、表やグラフを含む実験レポートの作成や、実験結果や考察についての発表を行うなど探究の過程を振り返る学習活動の充実が考えられる。

英 語

1 出題の特徴

- 日常的な話題に関する対話を聞いて概要を捉える力、目的に応じて英語を聞き必要な情報を聞き取る力、説明を聞いて要点を捉える力をみる問題を出題した。
- 対話文やエッセイなど、まとまりのある文章を読んで、概要や要点を捉える力、目的に応じて必要な情報を読み取る力などをみる問題を出題した。
- コミュニケーションを行う目的や場面、状況に応じて、伝える内容を整理し、英語で表現する力をみる問題を出題した。

3 課題がみられた問題例及び今後の学習指導に向けて

《問題例①》

5 次の英文は、中学生のKenjiが書いた作文である。(略)

- (2) 次の(a), (b)は、作文の内容についての【質問】と、それに対する【答え】である。それぞれ適切な英語4語を書き、【答え】を完成させなさい。(b)は省略)

(a) 【質問】 When is the festival held every year?

【答え】 It _____ .

正答例 It is held in October .

【解答の状況】

It held October every year. など、〈be動詞＋過去分詞〉という受け身の基本的な形を使って書くことができていない解答がみられた。また、It in October every year. など、英文に不可欠な要素である動詞が欠けている解答も多くみられた。

【課題】

- 実際のコミュニケーションにおいて、文構造や文法事項、言語の働きなどの知識を活用すること。

【今後の学習指導に向けて】

- 語彙や表現、文法などの知識を五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
 - ・ 外国語を適切に使用するためには、語彙、表現、文法や言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、話したり書いたりするなどの実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けておくことが重要である。
 - ・ 例えば、ALTに、地域の観光スポットを口頭で紹介する活動において、Our city's aquarium was built in 2001. It is visited by about 500,000 people every year.などの文を事前に提示し、受け身の形を適切に用いて話したり書いたりできるように指導することが考えられる。

2 結果の概要

- 対話を聞いて概要を捉える力をみる問題 (1)テスト1) については、よくできていた。目的に応じて必要な情報を聞き取る力をみる問題 (1)テスト2) については、一部は必ずしも十分とはいえなかったが、まとまりのある英語を聞いて要点を捉える力をみる問題 (1)テスト3) については、おおむねできていた。
- まとまりのある文章を読んで概要や要点を捉える力をみる問題 (4)(2) など) については、必ずしも十分とはいえなかったが、目的に応じて必要な情報を読み取る力をみる問題 (3)(1)(3) については、できていた。
- 目的や場面、状況に応じて伝える内容を整理し、英語で表現する力をみる問題 (6) については、いま一歩であった。

《問題例②》

- 6 Ayakoの学校では、海外の姉妹校とオンラインで交流を行っている。次は、Ayakoと、姉妹校の生徒であるBethが、「環境にやさしい生活を送るために」というテーマで対話を行っている場面の一部である。あなたがAyakoならば、Bethの質問に対してどのように答えるか。 に、発言の内容を英語で書きなさい。(略)

Beth: What can we do for an eco-friendly life? Please tell me your idea!

Ayako:

Beth: Wow! That sounds good!

正答例 I always bring my own bag when I go shopping and I don't receive any plastic bags. Using less plastic is one of the things we can do easily.

【解答の状況】

似た内容を繰り返し述べたり、単に情報を羅列したりしている解答がみられた。また、書き手の意図はおおむね理解できるものの、つづりや文法、語法の誤りが多く、読み手が内容を十分に理解することができない解答が多くみられた。

【課題】

- 社会的な話題に関して、自分が考えたことや感じたことを、その理由や具体例を交えながら英語で書くこと。

【今後の学習指導に向けて】

- 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことから把握した内容に基づき、自分の考えや気持ち、その理由などを書く活動の充実を図ること。
 - ・ 教科書に取り上げられている話題や他教科で学習した話題に関して、自分の意見や感想などを数文でまとめたり、スピーチ原稿や、新聞等への投稿文の形式で書いたりする活動を行うことなどが考えられる。

令和9年度山口県立中学校及び中等教育学校入学者選抜実施大綱

1 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- (1) 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所が県内にある者（下関中等教育学校への応募については、保護者の住所が県外にある者のうち、保護者の住所から通学可能なものを含む。）で、令和9年3月に小学校等を卒業する見込みのもの
- (2) 山口県教育委員会教育長が特別に出願を許可した者

2 入学定員等

(1) 入学定員

山口県立岩国高等学校附属中学校	60人
山口県立下関西高等学校附属中学校	60人
山口県立下関中等教育学校	90人

(2) その他

下関中等教育学校において、保護者の住所が県外にある者を入学させることができる人数は、原則として、入学定員の30%に相当する人数以内とする。

3 出 願

出願の期間は、令和8年12月1日（火）から12月4日（金）午後5時までとする。

4 選考検査

- (1) 選考検査においては、記述式の課題1、記述式の課題2及び個人面接を実施する。また、集団面接を実施することができる。

ア 記述式の課題1
イ 記述式の課題2 } 資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。

ウ 個人面接

エ 集団面接・・・ 集団面接を実施する学校は、実施要領で定める。

(2) 実施期日

令和8年12月19日（土）

※ 令和8年12月19日（土）に実施するが、面接を1日で実施できない学校にあっては、12月20日（日）にも行うことができる。

(3) 検査会場

志願先中学校又は中等教育学校

5 選 抜

(1) 選抜の資料

- ア 小学校等の校長が作成する調査書
イ 記述式の課題1及び記述式の課題2
ウ 面接

(2) 入学予定者の決定

県立中学校及び中等教育学校の校長は、調査書、選考検査の結果により入学予定者を決定する。

(3) 入学予定者の発表

令和9年1月5日（火）午前10時に、それぞれの学校で掲示等により発表する。
なお、選抜の結果については、受検者全員に郵送で通知する。

6 そ の 他

この大綱に定めるもののほか、県立中学校及び中等教育学校の入学者選抜に関し必要な事項は、山口県教育委員会が実施要領で定める。

第52回全国高等学校総合文化祭山口大会（やまぐち総文2028）の開催について

1 目的・沿革

全国高等学校総合文化祭（略称「全国高総文祭」）は、昭和52年から開催されている全国の高校生による国内最大規模の芸術文化活動の発表の場であり、高校生の創造活動の向上や相互交流を深めることを目的としている。

山口県での開催は、昭和58年（第7回）以来、45年ぶり2回目となる。

2 主 催

文化庁、公益社団法人全国高等学校文化連盟、山口県、山口県教育委員会、県内市町・同教育委員会、山口県高等学校文化連盟

3 開催期間

令和10年7月下旬～8月上旬

4 開催内容

開会行事	総合開会式、パレード
開催部門	舞台発表、展示発表、巡検研修、開閉会式等
	【規定部門（19部門）】 全ての大会で実施する部門 演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 【協賛部門】 開催地で内容を検討し、実施する部門 工業、軽音楽
国際交流事業	国内高校生と海外高校生との文化交流

※皇族の御臨席（総合開会式、パレード）、部門の御覧等を予定

5 近年の開催状況

開催年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
回 数	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回	第48回	第49回
開 催 地	佐賀	高知	和歌山	東京	鹿児島	岐阜	香川
参加生徒	18,021	WEB	14,583	17,717	16,327	17,195	16,567
観 覧 者	91,010	開催	25,254	40,500	91,616	53,815	52,221

※R 8（第50回）：秋田県、R 9（第51回）：石川県

準備経過報告

1 これまでの準備経過

年月日	事 項
令和5年 6月 5日	文化庁から山口県開催の内定通知
令和5年 11月 20日	県高等学校文化連盟第1回理事長会における概要説明
令和6年 2月 16日	県高等学校文化連盟第2回企画運営委員会における概要説明
令和6年 4月 18日	県高等学校文化連盟第1回企画運営委員会における概要説明
令和6年 4月 24日	市町教育委員会教育長・委員会議において各市町教育長に 全国高等学校総合文化祭内定の報告
令和6年 11月 19日	県高等学校文化連盟第1回理事長会における概要説明
令和7年 1月 23日	県高等学校文化連盟第2回理事長会における概要説明
令和7年 2月 20日	県高等学校文化連盟第2回企画運営委員会における概要説明
令和7年 3月 24日	第1回開催準備委員会の開催
令和7年 4月 22日	県高等学校文化連盟第1回企画運営委員会における概要説明
令和7年 4月 23日	大会テーマを中学生・高校生等に公募（～6月16日）
令和7年 7月 2日	大会テーマの最終審査
令和7年 7月 15日	第2回開催準備委員会の開催
令和7年 8月 1日	大会ポスター原画等を中学生・高校生等に公募（～11月7日）
令和7年 11月 2日	1000日前イベントの開催
令和7年 12月 15日	大会ポスター原画等の最終審査
令和8年 1月 30日	第3回開催準備委員会の開催

2 生徒準備委員会の活動経過

生徒準備委員会は、全国高総文祭の企画に生徒の意見を反映させ、生徒が主体的に準備することを目的として、県高等学校文化連盟の各専門部から選出された高校生19人により令和6年度に組織された。令和7年度は、各専門部からの選出に加え、公募も実施し、27人体制でファシリテーターのアドバイスを受けながら活動を行った。

○令和7年度の活動

回	月 日	主な活動内容
第1回	5月31日（土）	・委嘱状の交付 ・全国高総文祭の概要説明 ・イメージカラーの検討
第2回	7月5日（土）	・大会愛称・イメージカラーの検討 ・1000日前イベントの検討
第3回	7月19日（土）	・1000日前イベントの企画
第4回	8月21日（木）	・1000日前イベントの準備（班に分かれて）
第5回	9月13日（土）	・1000日前イベントの準備（進行・運営の確認）
第6回	10月18日（土）	・1000日前イベントの準備・リハーサル
第7回	11月2日（日）	・1000日前イベントの実施
第8回	12月6日（土）	・1000日前イベントの振り返り ・修了証の授与



令和7年度生徒準備委員会



イメージカラーの検討



第2回生徒準備委員会での発表



1000日前イベント①



1000日前イベント②



1000日前イベント③



1000日前イベント④



1000日前イベント⑤

第52回全国高等学校総合文化祭山口大会 大会基本方針

(令和7年3月24日 第1回開催準備委員会決定)

「これが私の故^{ふるさと}里だ」 中也を、山頭火を、そしてみすゞを生んだ、ここ山口。
3億年の記憶を語る「秋吉台」。表情豊かな二つの海。清流に架かる五連のアーチ「錦帯橋」。SLの車窓にきらめく田園、そして、青い山。この風景が見つめてきたのは、源平最後の「壇ノ浦の合戦」、「西の京」に花開く大内文化、そして、幕末維新の志士たち。

歴史ドラマはじまりの地、山口で、全国の仲間の声が響きあい、そこに生まれる新たな物語。そんな総文祭を目指し、文化維新、発進です。

〈ときめき〉

好きという想いが響きあい、新たな好きが見つかる。

そんなときめきに満ちた大会を目指します。

〈かけはし〉

人と人とをつなぎ、新たな出会いのかけはしとなる。

そんな大会を目指します。

〈はじまり〉

幕末維新はじまりの地で、新しい文化の風を起こす。

そんな夢への一歩となる大会を目指します。

広報制作物（公募）の最優秀作品

（令和8年1月30日 第3回開催準備委員会決定）

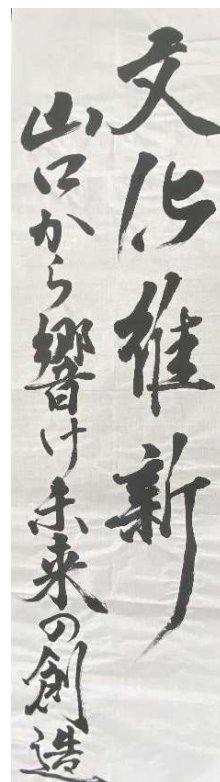
【大会ポスター原画】



【大会シンボルマーク】



【大会テーマ毛筆表現（縦書き）】



【大会愛称ロゴ】



【大会テーマ毛筆表現（横書き）】



【大会イメージソング（歌詞）】

題名（タイトル）	つむぎ
（1番） 遠くで光る 青き瀬戸内 そよぐ風にも 耳をすませば 聞こえるよ 誰かの想い 目には見えない色がある 描こう 奏でよう 語ろう それぞれの違う手から あまたの夢が 空にほどけて かたちは違う でも伝えたい 言葉にならぬ想いも 響く ここが出发点 “わたし” から “みんな” へ	（2番） 歴史の石畳 語りかけてる 過去と今を つなぐしるしは 書きかけのページの その先に 新しい物語がある 熱さも やさしさも ためらいも そのすべてが かたちになる あまたの声が 波になって かたちは違う でも届くから わたしたちの想いも 続く ここが交差点 “ひとり” が “ひとつ” に

※大会シンボルマーク、大会愛称ロゴ及び大会イメージソング（歌詞）については、作品の一部に補作しました。

大会開催までのスケジュール

